

# 消防広報 119

FIRE EMS RESCUE

No.97 2020.4.1 編集発行

十和田地域広域事務組合消防本部

〒034-0082

十和田市西二番町7-10

TEL 25-4111

FAX 25-4117

## 春の火災予防運動

4月13日(月)～4月19日(日)

4月20日(月)～4月26日(日) ※湖畔地区

ひとりひとりが火災の予防を心掛けましょう



令和2年3月  
運用開始!  
十和田消防署

新水槽付き消防ポンプ自動車  
新高規格救急自動車



これらの車両は、当消防本部管内での活躍はもちろんのこと、他管内で大規模な災害が発生した場合は、緊急消防援助隊として出動することもあります。



目をはなすな 炎の怪物 出てくるぞ 十和田地区防火標語

令和2年4月1日

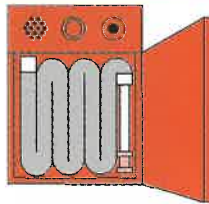
# 『違反対象物公表制度』 開始

この制度は、飲食店、ホテル、病院等の不特定多数の方が出入りする建物の重大な消防法令違反に関する情報(建物の名称、所在地、法令違反の内容)を利用者へ公表し、火災被害の軽減を目的とするものです。

公表は、「屋内消火栓設備」、「スプリンクラー設備」または「自動火災報知設備」の設置義務違反の事実を立入検査により確認し、その結果を通知した日から14日を経過しても同一の違反が認められる場合に行います。

なお、この情報は、違反が是正されたことを確認できるまでの間は公表を続けます。

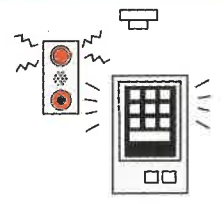
公表は、消防本部ホームページへの掲載により行います  
URL : <http://www.towada-kouiki.jp/syoubou/>



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備

## 公表例

〇〇ビル

十和田市(六戸町)〇〇番〇〇号

屋内消火栓設備未設置



令和2年2月1日施行

## ガソリンを携行缶で購入される皆様へ

令和元年7月に京都市伏見区で発生し多くの犠牲者が出た爆発火災を受け、消防法が改正されました。

ガソリンを携行缶で購入する際は、下図のように従業員から①本人確認及び②使用目的の確認が行われます。ガソリンの適正な使用を徹底し同種事案の発生を防ぐため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

ガソリンの適正な使用を徹底するため、  
ガソリンを携行缶で購入される方に対して、

- 消防法で
- ① **本人確認** (運転免許証の提示など)
  - ② **使用目的の確認** を行うとともに、  
**販売記録を作成すること** が義務付けられました。



令和元年10月1日施行

## 飲食店を経営されている方へ

平成28年に新潟県糸魚川市の飲食店から発生し、その後広範囲へ延焼し甚大な被害をもたらした火災を受け、消防法が改正されました。

消防法令における飲食店等への消火器具の設置義務は、これまで延べ面積150平方メートル以上が対象でしたが、今回の改正により、**火を使用する設備または器具を設けた飲食店等には、面積に関わらず原則として消火器具の設置が義務付けられました。**(当消防本部管内では、火災予防条例により従前から飲食店等への消火器具設置が義務付けられています。)

**火災発生時、初期消火はたいへん重要です。利用者の方の大切な生命・身体・財産を守るために、消火器具は必ず設置し維持・管理を徹底してください。**



# 山火事を防ぐ!!

春は空気が乾燥し、火が燃え広がりやすい環境にあります。また山火事(林野火災)の主な原因は、「たき火」や「タバコ」、「マッチ・ライター」など火の取り扱いでの不注意です。

山火事を防止するために次のことを守りましょう!

1. 火気使用時は消火の準備をし、消すまで火のそばを離れない
2. 強風時は、火気を使用しない
3. タバコの火は必ず消し、吸い殻は投げ捨てない
4. 火遊びは絶対にしない



山火事は、火の回りが速く、飛び火により広範囲で同時多発的に延焼する可能性があり、地形の複雑さから消火に時間がかかりやすい恐ろしい火災です。大規模な火災に発展すれば地域社会に甚大な影響を与えることから、山火事を発生させないことが最も大切です。

## 救急車はタクシーではありません!!

救急車の出動件数は年々増加しており、当消防本部管内では、20年前(年間:約1,700件)と比べると1.5倍(年間:約2,600件)となっています。

しかし、救急車の台数には限りがあります。一部の人が身勝手な理由で救急車を呼んだり、明らかに必要がないのに救急車を呼んだりすれば、本当に救急車を必要とする緊急性の高い方を助けることができません。

救急車が必要か判断に困ったときは全国版救急受診アプリ「Q助」を活用してください。

iPhoneはこちら



Androidはこちら



パソコンはこちら



ただし、次のような時は迷わず 119 番を!

- ・意識がない
- ・胸が激しく痛む
- ・突然の激しい頭痛
- ・大けが

救急車の適正利用が必要です!!

## 旅先での安全確保は〇〇から

旅先でホテルや旅館の部屋に入ったら、あなたはまず何をしますか? ゆっくりとくつろぐその前に必ずやってもらいたいことがあります。

それは、「**非常口等の確認**」です。もしこれを怠れば、夜中に避難を余儀なくされた時、部屋を出てどちらに逃げるかの一瞬の迷いが、あなたの生死を分けるかもしれません。そうならない為にも、非常口や避難器具、消火器の位置などを確かめておきましょう。また、部屋に備え付けの「**避難経路図(非常口までの見取り図)**」も確認しましょう。

行く先々で非常口等を確認する習慣を身に付けて、万が一に備えましょう。

## 旅先での安全チェックポイント

- 1. 非常口・非常階段の場所の確認
- 2. 消火器具等の設置場所の確認
- 3. 部屋・浴場等からの避難経路の確認
- 4. 部屋の非常灯(懐中電灯)の作動確認
- 5. 非常口の扉の開錠方法の確認  
(防犯上の理由で施錠されている事が多い)

# 2019年の出動件数をお知らせします

火災	建物	林野	車両	その他	合計
2019年	19	7	1	7	34
2018年	25	2	5	8	40
前年比較	-6	5	-4	-1	-6

救助	火災	交通事故	水難	建物事故	その他	合計
2019年	6	39	4	10	5	64
2018年	9	30	2	8	16	65
前年比較	-3	9	2	2	-11	-1

救急	急病	一般負傷	交通事故	自損行為	その他	合計
2019年	1,648	325	248	35	424	2,680
2018年	1,664	309	234	33	361	2,601
前年比較	-16	16	14	2	63	79

その他災害	救急支援	調査	自然災害	ヘリ支援	その他	合計
2019年	679	45	11	80	30	845
2018年	634	32	14	78	24	782
前年比較	45	13	-3	2	6	63

## 令和2年度(2020年度)各種講習会のお知らせ(※会場・実施日は変更となる場合があります)

試験及び講習名	種別	実施日	受付期間	会場	問い合わせ先
消防設備士講習	消火設備(第1・2・3類)	10月28日(水)	9月16日～10月1日	青森市	一般社団法人 青森県消防設備保守協会 TEL 017-757-8220
	警報設備(第4・7類)	10月29日(木)			
	避難・消火器(第5・6類)	10月30日(金)			
	消火設備(第1・2・3類)	11月11日(水)	9月24日～10月7日	八戸市	
	警報設備(第4・7類)	11月12日(木)			
	避難・消火器(第5・6類)	11月13日(金)			
危険物取扱者保安講習	給油取扱所・一般	6月16日(火)	5月21日～6月3日	五所川原市	
		6月24日(水)	5月29日～6月11日	むつ市	
		7月10日(金)	6月10日～6月23日	三沢市	
		7月21日(火)	6月22日～7月6日	弘前市	
		8月20日(木)	7月9日～7月22日	八戸市	
		9月9日(水)	7月22日～8月7日	青森市	
消防設備点検資格者講習	第1種	10月13日(火)～15日(木)	8月20日～9月3日	青森市	
	第2種	10月20日(火)～22日(木)			
消防設備点検資格者再講習	第1種	11月25日(水)	9月25日～10月8日	青森市	
	第2種	11月26日(木)			
防火管理講習	甲種防火管理新規講習	7月1日(水)・2日(木) ※2日間受講	十和田市及び六戸町に居住若しくは勤務されている方 6月1日～6月5日 すべての方 6月8日・6月9日	十和田市	十和田地域広域事務組合 消防本部予防課 TEL 0176-25-4113

## 消防団員募集のお知らせ

十和田市・六戸町では、消防団員を募集しています。

入団の資格要件は次のとおりです。

- ・当該消防団の区域内に居住又は勤務する方
- ・年齢18歳以上の方
- ・郷土愛にあふれる方

【消防団に関する問い合わせ先】

- ・十和田市消防団 ☎58-0130 (消防本部警防課 消防団係)
- ・六戸町消防団 ☎55-3111 (六戸町総務課 消防団係)



## 問い合わせ先

【災害に関する問い合わせ先】

- ・消防テレホンガイド ☎22-9922
- ・六戸町防災無線テレホンガイド ☎55-4466
- ・救急医療情報(当番医紹介など) ☎23-4999

【十和田地域広域事務組合】

- ・消防本部(代表) ☎25-4111
- ・消防本部警防課 ☎25-4112
- ・消防本部予防課 ☎25-4113
- ・十和田消防署 ☎25-4115
- ・十和田湖消防署 ☎72-2241
- ・六戸消防署 ☎55-2016
- ・湖畔出張所 ☎75-1011

【消防情報サイト】はこちら

十和田地域広域事務組合ホームページ

検索